

時間外、土・日、祝祭日の戸籍届出について(お願い)

【戸籍届出の受理について】

時間外及び、土・日、祝祭日の戸籍届出は、戸籍届書（以下届書）と添付書類等のお預かりのみ行います。

翌平日開庁日以降に戸籍事務職員が届書記載内容・添付書類等の審査を行います。

審査確認が出来れば、お預かりした日にさかのぼって『受理』となります。

お預かりした日が「届書の届出日」となります。

例) 届書に記入した日 = 1月1日

お預かりした日 = 12月31日午後9時

→届書の届出日 = 12月31日 となります。

届書には必ず平日開庁日の昼間に連絡できる電話番号（携帯電話）を記入してください。

届書の不備や不足書類がある時は、届書に記載の連絡先にご連絡し、翌平日開庁日以降にお越しいただく場合があります。

【当日できない手続き】

下記手続きは改めて平日開庁日に請求または手続きをしてください。

届書の受理証明書の発行

母子手帳への証明

出生連絡票の預かり

住民票の写しの発行

住所の異動（戸籍の届出を出しても住所は変わりません）

国民健康保険証の発行

児童手当／子ども医療費の申請

※開庁日の手続き時は来庁者の本人確認が必要です。

※手続きによっては印鑑、通帳等持参する必要があります。

※届出によっては手続き不要の場合あります。

毛呂山町役場 住民課 戸籍住民係

Tel 0 4 9 - 2 9 5 - 2 1 1 2

内線 1 3 2 ・ 1 3 3